



事業承継税制 中小が積極利用

計画提出で税猶予

中小企業向けの「事業承継税制」の利用が増えてきた。事業を次世代に引き継ぐ際の税負担を軽くする制度で、1年前に利用条件を緩和した効果が表れている。中小企業が深刻になっている廃業対策で一定の効果も期待できる。後継者難の問題は続く。日本経済を支える中小企業の裾野を維持する課題は多い。

条件緩和1年、届け出2900件

後継者難なお課題

贈与税の猶予条件が緩和された

	旧制度	新制度
猶予対象	全株式の3分の2まで	全株式
承継方式	「先代経営者1人から後継者1人へ」のみ	「複数の株主から複数の後継者へ」も対象に
雇用維持	従業員の8割以上の雇用を維持	維持の要件を撤廃

中小企業で事業承継をしようとする、現経営者の生前なら贈与税、死後なら相続税がかかる。事業承継税制では、会社の新しいオーナーになって経営する後継者を決めて、将来も事業を続けていく計画を提出すれば税の支払いが猶予される。その次の孫の代まで事業が承継されれば最終的に、税の支払いが免除される。税を払えずに企業が廃業に追い込まれるケースを減らす狙いだ。

2018年4月からは10年間の特例措置として利用条件を大幅に緩和した。税の支払い猶予の対象として、株式数で全体の3分の2という上限をなくした。従業員の8割以上を雇い続けるという縛りも事実上、撤廃した。18年度の承継計画の届け出件数は約2900件となった。18年度まで約10年間の利用件数は約2500件にとどまっておりましたが、これを上回った。計画の届け出件数と、実際の

承継税制の利用件数は別だが、承継税制への関心は高まっている。東京都内のあるソフトウェア会社の創業社長(61)は昨年12月、都に事業承継計画を出した。後継者候補である長男はまだ学生で経営能力も未知数だ。将来のプランを決めかねていたが、基準緩和を機に承継税制の利用を決めた。

社長が届け出た承継計画では、後任社長を生え抜きのベテラン役員に任せ新たに持ち株会社をつくらせて株を長男に譲渡する。こうすれば自分が退いて経営が不安定になる事態を避けられる。後継者が会社の経営と保有の両方を担う条件も満たす。従来の基準で数億円かかる贈与税なしで親族に引き継ぐという。

中小経営者の高齢化は急速に進む。中小企業庁によると、今後10年間で70歳に達する中小・零細企業の経営者は245万人いる。このうち後継者

のメドがつかない人は127万人との試算もある。廃業を選ぶ企業は年2万5千社を超える水準で推移し、今後も増える可能性がある。

事業承継に詳しい福岡剛志弁護士は「経営者が高齢だと突然、事業承継が必要になる恐れがあり、その場合は税負担は大きくなる」とする。承継計画の策定に関する相談が増えているという。

ただ事業承継が順調に増えるかは不透明だ。承継税制で税の支払い猶予を受けるには28年3月末までに計画を提出し、27年12月末までに承継を実行する必要がある。計画を提出して実行に移せないで、逆に税負担が増えるケースもある。

中期的な事業環境を見通すことは難しい上、完全に退くことをためらう経営者もいる。「『踏ん切りがつかない』と制度の利用を諦め、自分で社長を続ける人も多い(鳥飼総合法律事務所)」

中小企業の数は国内の企業全体の99%以上、従業員数では7割弱を占める。事業承継が滞って経営が傾けば、日本経済の足を引っ張る。大企業を飛び出した人材の中小企

業とのマッチングや、得(収)の仲介など、中小企業意な技術や販路を伸ばす業を後押しする多角的なためのM&A(合併・買収)策が必要になる。